

令和 2 年 第 4 回 東 浦 町 議 会 臨 時 会 議 案

令 和 2 年 11 月 26 日 提 出

目 次

報告第6号	損害賠償の額の決定及び和解について	1
報告第7号	損害賠償の額の決定及び和解について	3
承認第12号	令和2年度東浦町一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認を求め ることについて	別添
承認第13号	令和2年度東浦町一般会計補正予算(第10号)の専決処分の承認を求 めることについて	別添
議案第44号	東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部改正について	5
議案第45号	東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	8
議案第46号	東浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部 改正について	10
議案第47号	東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正 について	12

報告第6号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年9月29日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和2年5月28日（木）午前10時50分頃、職員が町道石浜83号線を公用車で東から西へ走行していたところ、交差点を北から西へ右折する相手方の車両が、公用車の右後部に追突し、公用車はリアゲートの昇降リフトのモーター等が、相手方車両はバンパー等が破損した。

2 損害賠償の額

14,400円

	東浦町	相手方
損害額	290,000円	72,000円
過失割合	20%	80%
賠償額	14,400円	232,000円

3 和解の内容

相手方は、町に対して、双方の賠償額を相殺した217,600円を支払うこととする。

報告第7号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年11月9日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

公用車運転時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和2年9月18日（金）午前10時30分頃、森岡保育園駐車場において、職員が駐車場を出ようと公用車の向きを変えていたところ、当該公用車の左前部が、駐車してあった相手方の車両の右後部に接触し、当該車両のバンパー等が破損した。

2 損害賠償の額

224,008 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	224,008 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	224,008 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、224,008 円を支払うこととする。

議案第 44 号

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町職員の給与に関する条例及び東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 東浦町職員の給与に関する条例 (昭和 36 年東浦町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 130</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) から (4) まで 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。</p> <p>4 から 6 まで 略</p>

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成 26 年東浦町条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合にお</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合にお</p>

<p>ける給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>ける給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
---	---

(東浦町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 東浦町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第 17 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。 4 から 6 まで 略</p>	<p>(期末手当) 第 17 条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100 分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) から (4) まで 略 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「100 分の 72.5」とする。 4 から 6 まで 略</p>

(東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 4 条 東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等) 第 9 条 略</p>	<p>(給与条例の適用除外等) 第 9 条 略</p>

<p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>	<p>2 特定任期付職員に管理職員特別勤務手当及び期末手当を支給する場合における給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「第 8 条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を受ける職員」とあるのは「東浦町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 26 年東浦町条例第 25 号）第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

職員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 45 号

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和 41 年東浦町条例第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)においては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和 36 年東浦町条例第 2 号) 第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)にあつ</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 6 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(任期が満限に達した者等)にあつ</p>

ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

ては任期が満限に達し、辞職し、退職し、除名され、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例(昭和36年東浦町条例第2号)第17条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

議会の議員の期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 46 号

東浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

東浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和 61 年東浦町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に 100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>

第 2 条 東浦町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における給料月額に、当該給料月額に</p>

<p>100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>	<p>100 分の 20 を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額として、一般職の職員の例により算出した額とする。この場合において、東浦町職員の給与に関する条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特別職の職員で常勤のものゝの期末手当の額を改めるため提案するものである。

議案第 47 号

東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 11 月 26 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年東浦町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 10 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが 6 月以上の職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）に対して、それぞれ基準日の属する月の町長が規則で定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。</p> <p>2 及び 3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 130 を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 10 条 給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までの規定は、任期の定めが 6 月以上の職員（1 週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第 17 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内の在職期間における報酬（町長が規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」とする。</p> <p>2 及び 3 略</p>

<p>5 <u>前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の在職期間における報酬（町長が規則で定める額を除く。）の合計額を6で除して得た額とする。</u></p> <p>6 <u>給与条例第17条の2及び第17条の3の規定は、任期の定めが6月以上の職員の期末手当の支給について準用する。</u></p>	
---	--

第2条 東浦町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5及び6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>5及び6 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の額を改める等のため提案するものである。